

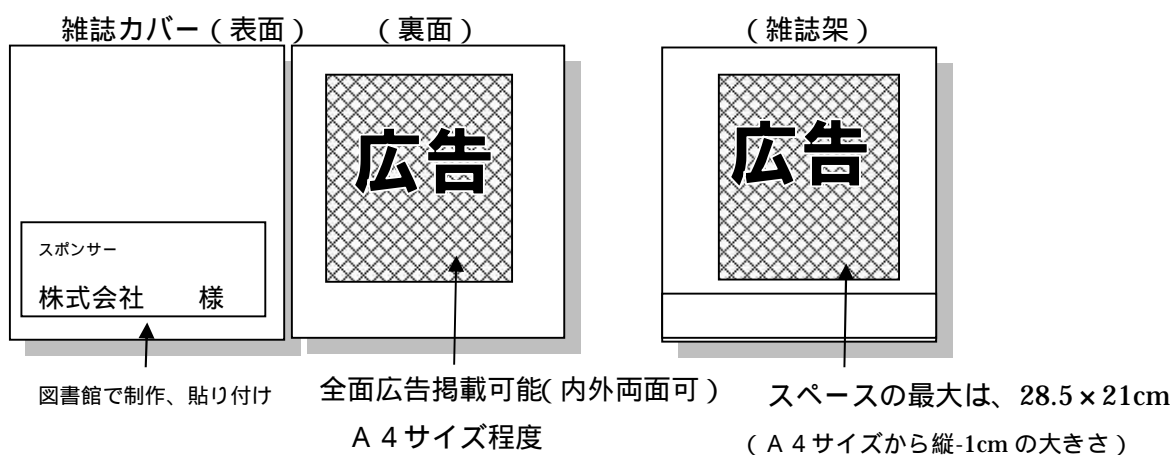
平塚市図書館雑誌カバー広告制度 広告表示の仕様書

1 概要

「平塚市図書館雑誌カバー広告制度実施要綱」に基づき、広告の表示方法等をここに定める。

2 広告の規格等

- (1) 広告掲載を希望する雑誌は、中央図書館貸出室の雑誌コーナーにあるものとし、広告申込者と図書館で協議し決定をする。
- (2) 市図書館が制作し表示するもの
 - ・雑誌のカバー（表面）に「広告企業名」を添付する。
 - ・図書館ホームページに広告企業の一覧を掲載する。
 - ・中央図書館 館内に広告企業の一覧を掲載する。
- (3) 広告主が制作し表示するもの
 - ・雑誌カバーの裏面にあたる部分（両面）：A4サイズ以内で広告を掲載できる。
 - ・広告を掲載する雑誌の雑誌架に、広告主が制作した広告を掲載できる。上記の雑誌カバーと同一のものでも可とする。
- (4) 広告掲載期間 申込みの期間とする。
- (5) 広告イメージ



(6) 広告内容の変更

広告掲載期間中に、広告内容を変更する場合には、市図書館と協議の上、修正することができる。

3 企業PRコーナーの設置

希望する場合は、次の場所に企業PRコーナーを設置することができる。

空いている雑誌架1つにスポンサーに関連するチラシ等の配置

中央図書館の指定する場所にスポンサーが制作したチラシ等を掲示又は配置

以上